

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令第一条 新旧対照条文

○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（狩猟者登録の申請等）</p> <p>第六十五条 法第五十六条第四号の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 申請前一年以内に、法第九条第一項の許可（鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害の防止の目的又は法第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的とする鳥獣の捕獲等に係るものであって、登録都道府県知事の管轄する区域を対象とするものに限る。以下この項において同じ。）を受け、当該許可に係る捕獲等（以下この号及び次項第三号において「許可捕獲等」という。）をした者（申請前一年以内に、申請（以下この号及び次号において「今般の申請」という。）に係る狩猟者登録の対象となる狩猟期間の直近の狩猟期間についてこの号の規定に該当する者としての狩猟者登録（以下この号及び次号において「直近期間の第七号該当登録」という。）又は次号の規定に該当する者としての狩猟者登録（以下この号及び次号において「直近期間の第八号該当登録」という。）を受けた場合にあつては、直近期間の第七号該当登録についての法第五十六条の申請書（以下この号及び次号において単に「申請書」という。）を提出した日又は直近期間の第八号該当</p>	<p>（狩猟者登録の申請等）</p> <p>第六十五条 法第五十六条第四号の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>（新設）</p>

登録についての申請書を提出した日のいずれか遅い方の日から今般の申請に係る申請書を提出する日の前日までの間に許可捕獲等をした者)である場合にあっては、その旨

八 申請前一年以内に、法第九条第一項の許可を受けた者の従事者(法第九条第八項の規定により交付を受けた従事者証(以下この項及び次項において単に「従事者証」という。)に係る従事者に限る。次項第四号において同じ。)として、鳥獣の捕獲等に従事(以下この号において「許可捕獲等に従事」という。)した者(申請前一年以内に、直近期間の第七号該当登録又は直近期間の第八号該当登録を受けた場合にあっては、直近期間の第七号該当登録についての申請書を提出した日又は直近期間の第八号該当登録についての申請書を提出した日のいずれか遅い方の日から今般の申請に係る申請書を提出する日の前日までの間に許可捕獲等に従事した者)である場合にあっては、その旨

2 法第五十六条の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

一・二 (略)

三 前項第七号の規定に該当する者にあつては、許可捕獲等に係る法第九条第七項の許可証の写し又はこれに準ずる書面及び当該許可捕獲等に係る法第九条第十三項の報告を記載した書類又はこれに準ずる書類

四 前項第八号の規定に該当する者にあつては、従事者証の写し又はこれに準ずる書面並びに従事者として従事した鳥獣の捕獲等の結果として捕獲等に従事した場所、その捕獲等をされた鳥獣の種類別の員数及び処置の概要を記載した書類又はこれに準ずる書類

3
13 (略)

2 法第五十六条の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

一・二 (略)
(新設)

3
13 (略)

(狩猟者登録の方法等)

第六十六条 狩猟者登録は、狩猟免許の種類^{の別}、狩猟をする場所の区別^{及び}前条第一項第七号又は第八号の規定に該当する者であるか否かの別^{ごと}に行うものとする。

2～4 (略)

(狩猟者登録の方法等)

第六十六条 狩猟者登録は、狩猟免許の種類^{及び}狩猟をする場所の区別^{ごと}に行うものとする。

2～4 (略)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令第二条 新旧対照条文

○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（平成二十七年環境省令第三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第一条の次に次の二条を加える。</p> <p>（希少鳥獣）</p> <p>第一条の二 法第二条第四項の環境省令で定める鳥獣は、別表第一に掲げる鳥獣とする。</p> <p>（指定管理鳥獣）</p> <p>第一条の三 （略）</p> <p>第二条（見出しを含む。）中「第二条第二項」を「第二条第六項」に改める。</p> <p>第三条中「第二条第三項」を「第二条第七項」に改め、「別表第一」を「別表第二」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>第十九条の次に次の十二条を加える。</p> <p>（略）</p>	<p>（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第一条の次に次の二条を加える。</p> <p>（希少鳥獣）</p> <p>第一条の二 法第二条第四項の環境省令で定める鳥獣は、別表第二に掲げる鳥獣とする。</p> <p>（指定管理鳥獣）</p> <p>第一条の三 （略）</p> <p>第二条（見出しを含む。）中「第二条第二項」を「第二条第六項」に改める。</p> <p>第三条中「第二条第三項」を「第二条第七項」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>第十九条の次に次の十二条を加える。</p> <p>（略）</p>

(鳥獣捕獲等事業の認定の申請等)

第十九条の二 (略)

2 (略)

一〇十一 (略)

十二 第十九条の八第一号に規定する実績に関する書類(鳥獣の捕獲等の発注者の氏名又は名称、鳥獣の種類、実施期間、実施区域、捕獲等の方法及び捕獲数を記した書類並びに申請前三年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書を含む。)

十三〇十五 (略)

3 (略)

(略)

(安全管理体制に係る認定基準等)

第十九条の四 (略)

2 (略)

3 事業従事者(第一項第六号に該当する者を除く。)は、第一項第六号に定める知識を有するよう努めなければならない。

(略)

(その他の認定基準等)

第十九条の八 法第十八条の五第一項第五号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 申請者が、申請前三年以内に、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる猟法(法定猟法に限る。)により、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする種の捕獲等を実施した実績を有すること。

二〇五 (略)

(鳥獣捕獲等事業の認定の申請等)

第十九条の二 (略)

2 (略)

一〇十一 (略)

十二 第十九条の八第一号に規定する実績に関する書類(鳥獣の捕獲等の発注者の氏名又は名称、鳥獣の種類、実施期間、実施区域、捕獲等の方法及び捕獲数を記した書類並びに過去三年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書を含む。)

十三〇十五 (略)

3 (略)

(略)

(安全管理体制に係る認定基準等)

第十九条の四 (略)

2 (略)

3 事業従事者(前項第六号に該当する者を除く。)は、前項第六号に定める知識を有するよう努めなければならない。

(略)

(その他の認定基準等)

第十九条の八 法第十八条の五第一項第五号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 申請者が、申請日以前三年の間に、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる猟法(法定猟法に限る。)により、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする種の捕獲等を実施した実績を有すること。

二〇五 (略)

(略)

(認定証)

第十九条の九 (略)

254 (略)

5| 認定証の交付を受けた者は、これを亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、第四項の申請をした場合は、この限りではない。

(略)

第六十五条第一項第七号中「鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害の防止の目的又は法第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整」を「鳥獣の管理」に改め、同項第八号中「許可を受けた者」の下に「(法第十四条の二第九項の規定により法第九条第一項の許可を受けた者とみなされた者を含む。次号において同じ。)」を、「法第九条第八項」の下に「(法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を、「に係る従事者」の下に「であつて、次号に該当しないもの」を加え、同号の次に次の一号を加える。

九 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であり、かつ、申請前一年以内に、登録都道府県知事の管轄する区域内において、認定鳥獣捕獲等事業者(法第九条第一項の許可を受けた者に限る。)の従事者証に係る従事者として、当該認定鳥獣捕獲等事業者による認定鳥獣捕獲等事業としてされた鳥獣の捕獲等に従事した者である場合にあつては、その旨

第六十五条第二項に次の一号を加える。

(略)

(認定証)

第十九条の九 (略)

254 (略)

5| 認定証の交付を受けた者は、その名称及び住所並びに代表者の氏名を変更したときは、二週間以内にその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

6| 認定証の交付を受けた者は、これを亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、第四項の申請をした場合は、この限りではない。

(略)

第六十五条第九項第三号中「若しくは」を「又は」に改める。

五 前項第九号の規定に該当する者にあつては、その捕獲従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が受けている認定に係る認定証の写し、様式第十六の二により作成した証明書（当該認定鳥獣捕獲等事業者が、申請者がその捕獲従事者であることを証する書面をいう。）、申請前一年以内に登録都道府県知事の管轄する区域内において認定鳥獣捕獲等事業者による認定鳥獣捕獲等事業として鳥獣の捕獲等がされたことを証する書類並びに当該鳥獣の捕獲等に係る従事者証の写し及びこれに準ずる書面

第六十五条第九項第三号中「若しくは」を「又は」に改める。

第六十六条第一項中「又は第八号」を「、第八号又は第九号」に改め、同条第四項中「第五十七条第一項」の下に「各号」を加え、「行つた」を「与えた」に改める。

(略)

第八十条中「第二号」を「第二号、第三号、第五号」に、「第三号」を「第七号」に、「第四号」を「第八号」に、「第八号、第十号」を「第十二号、第十四号」に、「及び第十一号」を「、第十五号及び第十六号」に改め、第十二号から第十九号までの各号を五号ずつ繰り下げ、第十一号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 法第七十五条の二に規定する権限

第八十条中第三号から第十号までの各号を四号ずつ繰り下げ、第二号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 法第十四条の二第三項に規定する権限

第八十条中第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 法第七条第六項（法第七条の二第三項及び法第十四条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する権限

二 法第七条の三第四項（法第七条の四第三項において準用する場合を含む。）及び同条第五項において読み替えて準用する法第七条第五項及び第七項に規定する権限

第六十六条第四項中「第五十七条第一項」の下に「各号」を加え、「行つた」を「与えた」に改める。

(略)

第八十条中「第二号」を「第一号、第二号、第四号」に、「第三号」を「第六号」に、「第四号」を「第七号」に、「第八号、第十号」を「第十一条、第十三号」に、「及び第十一号」を「、第十四号及び第十五号」に改め、第十二号から第十九号までの各号を四号ずつ繰り下げ、第十一号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 法第七十五条の二に規定する権限

第八十条中第三号から第十号までの各号を三号ずつ繰り下げ、第二号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 法第十四条の二第三項に規定する権限

第八十条中第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 法第七条の三第四項（法第七条の四第三項において準用する場合を含む。）及び同条第五項において読み替えて準用する法第七条第五項及び第七項に規定する権限

三 法七条の四第三項において読み替えて準用する法第七条第五項及び第七項に規定する権限

別表第一を削る。

別表第二中「第四条関係」を「第一条の二関係」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える

別表第二 狩猟鳥獣(第二条関係)

(略)

(略)

第七条第十六中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」並びに「効力停止」や「効力停止」並びに「記載すること。」や「記載すること。」並びに「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令摘要」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令摘要」並びに「同様式の次に次の様式を加える。」

(略)

第七条第十七(第四)中「鳥獣保護員」や「鳥獣保護管理員」並びに「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」並びに「同様式の次に次の様式を加える。」

二 法七条の四第三項において読み替えて準用する法第七条第五項及び第七項に規定する権限

(略)

第七条第十六中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」並びに「効力停止」や「効力停止」並びに「記載すること。」や「記載すること。」並びに「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令摘要」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令摘要」並びに「同様式の次に次の様式を加える。」

第七条第十七(第四)中「鳥獣保護員」や「鳥獣保護管理員」並びに「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」並びに「同様式の次に次の様式を加える。」

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令附則第二条 新旧対照条文

○ 環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則（平成二十年環境省令第一号）（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の適用の特例）</p> <p>第一条 市町村が鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三百三十四号。以下「法」という。）第六条第一項の被害防止計画を作成したときは、法第四条第八項後段（同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公告の日から当該被害防止計画の期間が満了する日までの間は、当該被害防止計画を作成した市町村の区域における鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「施行規則」という。）第七条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三百三十四号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第四条第一項に規定する被害防止計画に記載されている同条第三項に規定する許可権限委譲事項に係る同条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等をしようとする者にあつては、当該被害防止計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長」と、同条第三項、第七項、第八項、第十項から第十五項まで及び第十七項並びに第十三条及び第二十六条第二項の規定中「又は都道府県知事」とあるのは「、都道府県知事又は計画作成市町村の長」</p>	<p>（対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の適用の特例）</p> <p>第一条 市町村が鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三百三十四号。以下「法」という。）第六条第一項の被害防止計画を作成したときは、法第四条第八項後段（同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公告の日から当該被害防止計画の期間が満了する日までの間は、当該被害防止計画を作成した市町村の区域における鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「施行規則」という。）第七条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三百三十四号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第四条第一項に規定する被害防止計画に記載されている同条第三項に規定する許可権限委譲事項に係る同条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等をしようとする者にあつては、当該被害防止計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長」と、同条第三項、第七項、第八項、第十項から第十五項まで及び第十七項並びに第十三条及び第二十六条第二項の規定中「又は都道府県知事」とあるのは「、都道府県知事又は計画作成市町村の長」</p>

と、様式第1（表面）及び様式第2（表面）中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、様式第17備考4中「規則第六十五条第一項第七号又は第八号の規定に該当する者として狩猟者登録を受けた場合」とあるのは「規則第六十五条第一項第七号若しくは第八号の規定に該当する者又は対象鳥獣捕獲員として狩猟者登録を受けた場合」とする。

（対象鳥獣捕獲員の狩猟者登録に係る鳥獣の保護及び狩猟の適正化 に関する法律施行規則の適用の特例）

第二条 前条に規定する場合において、法第九条第六項の規定に基づき市町村の長により指名され、又は任命された者（以下「対象鳥獣捕獲員」という。）に係る施行規則第六十六条の規定の適用については、同条中「狩猟免許の種類」の別、狩猟をする場所の区別及び前条第一項第七号又は第八号に規定する者であるか否かの別」とあるのは「狩猟免許の種類」の別、狩猟をする場所の区別及び前条第一項第七号若しくは第八号の規定に該当する者又は鳥獣被害防止特措法第九条第六項の規定により読み替えて適用する法第五十六条の対象鳥獣捕獲員であるか否かの別」とする。

2・3（略）

と、様式第1（表面）及び様式第2（表面）中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、様式第17備考4中「表面の備考の欄には」とあるのは「表面の備考の欄には、対象鳥獣捕獲員の狩猟者登録を受けた者にあつてはその旨」とする。

（対象鳥獣捕獲員の狩猟者登録に係る鳥獣の保護及び狩猟の適正化 に関する法律施行規則の適用の特例）

第二条 前条に規定する場合において、法第九条第六項の規定に基づき市町村の長により指名され、又は任命された者（以下「対象鳥獣捕獲員」という。）に係る施行規則第六十六条の規定の適用については、同条中「狩猟免許の種類及び狩猟をする場所の区別」とあるのは「狩猟免許の種類」の別、狩猟をする場所の区別及び鳥獣被害防止特措法第九条第六項の規定により読み替えて適用する法第五十六条の対象鳥獣捕獲員であるか否かの別」とする。

2・3（略）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令附則第三条 新旧対照条文

○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（平成二十七年環境省令第三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>(略)</p> <p>第六条 次に掲げる省令の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。</p> <p>一 環境省特区省令第二条の見出し</p> <p>二 環境省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則（平成十九年環境省令第二号）本則</p> <p>（環境省鳥獣被害防止規則の一部改正）</p> <p>第七条 環境省鳥獣被害防止規則の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条の見出し中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に、「又は第八号」を「第八号又は第九号」に、「若しくは第八号」を「第八号若しくは第九号」に改める。</p> <p>第二条の見出し中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同条第一項中「又は第八号」を「第八号又は第九号」に、</p>	<p>附則</p> <p>(略)</p> <p>第六条 次に掲げる省令の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。</p> <p>一 環境省特区省令第二条の見出し</p> <p>二 環境省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則（平成十九年環境省令第二号）本則</p> <p>三 環境省鳥獣被害防止規則第一条（見出しを含む。）及び第二条の見出し</p>

「若しくは第八号」を「第八号若しくは第九号」に改める。